

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年10月7日)

[件 名]

- | | | |
|---|--|--------------------|
| 1 | 鳥取県地球温暖化対策条例に基づく特定事業者等の取組計画書及び達成状況報告書の公表について | (環境立県推進課) ··· 1 |
| 2 | 湖山池会議の概要について | (水・大気環境課) ··· 2 |
| 3 | 平成23年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について | (景観まちづくり課) ··· 10 |
| 4 | 「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（改定案）」に係るパブリックコメントの実施について | (くらしの安心推進課) ··· 11 |
| 5 | 「鳥取県被害者支援フォーラム」、「生命のメッセージ展 in 鳥取」の開催について | (くらしの安心推進課) ··· 15 |
| 6 | 第43回鳥取県交通安全県民大会の開催について | (くらしの安心推進課) ··· 16 |

生 活 環 境 部

鳥取県地球温暖化対策条例に基づく特定事業者等の取組計画書及び達成状況報告書の公表について

平成23年10月7日
環境立県推進課

鳥取県地球温暖化対策条例では、鳥取県内の工場・事務所等において多量の温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）に、基準年度を基にした温室効果ガスの排出の抑制等のための取組に関する計画（以下「取組計画」という。）及び次年度以降の達成状況報告書の作成・提出を義務づけ、公表することとしています。

このたび、新たに7事業者から平成23～25年度分の取組計画書が提出されました。

また、取組計画（平成22～24年度分）に基づき、71事業者から平成22年度分の達成状況報告書が提出されましたので、それぞれ公表しました。

1 特定事業者とは

- (1) 鳥取県内に有するすべての工場・事務所等の原油換算エネルギー使用量が、前年度1,500kL（キロリットル）以上の事業者
- (2) 鳥取県内での前年度末時点での自動車等保有台数が次のいずれかに該当する自動車運送事業者
 - ・貨物自動車運送事業法に基づくトラックを200台以上保有
 - ・道路運送法に基づくバスを200台以上保有
 - ・道路運送法に基づくタクシーを350台以上保有

2 取組計画書の主な内容

- (1) 計画期間（3か年度）
- (2) 基準年度（計画期間の初年度の前年度）における温室効果ガスの排出実績
目標年度（計画期間の最終年度）における温室効果ガスの排出計画
- (3) 寄与的取組、具体的な取組・措置の計画など

3 取組計画書の提出状況

（9月1日現在とりまとめ）

計画期間		平成22～24年度	平成23～25年度
特定事業者の種別		事業者数	事業者数
(1)	工場・オフィス・事務所	47	4
	小売店舗	15	2
	病院	6	0
	コンビニエンスストア	2	1
(2)	自動車運送事業者	1	0
計		71	7

4 取組計画書による温室効果ガス排出量の削減見込みと実績

（9月1日現在とりまとめ）

	基準年度CO2排出量	目標年度CO2排出量	増減率(%)	H22年度実績	増減量	増減率(%) 対基準年度比
取組計画（平成22年度～平成24年度） 71事業者（基準年度H21年度）	817,312.4	807,845.9	△ 1.2	837,809.3	20,496.9	2.5
取組計画（平成23年度～平成25年度） 7事業者（基準年度H22年度）	104,078.7	102,000.4	△ 2.0			
合計 78事業者	921,391.1	909,846.3	△ 1.3			

対基準年度比の温室効果ガス排出量の削減事業者数 31事業者 / 71事業者 中

5 平成22年度実績増加の理由

- ・ 生産量の増加によりエネルギー使用量が増加したため（13事業者）
- ・ 夏場の猛暑、冬場の豪雪によりエネルギー使用量が増加したため（23事業者）

6 公表の方法

「環境立県推進課ホームページ」の中の「鳥取県地球温暖化対策条例ホームページ」に掲載しています。<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=152671>



湖山池会議の概要について

平成23年10月7日
水・大気環境課
農政課
河川課

知事と鳥取市長との意見交換会（H22.5.14）等の合意により「湖山池の望ましい姿」を検討するために発足した「湖山池会議」を開催し、将来ビジョン（素案）を協議し、構成についての了解と内容の充実を一層図ることを確認。また、今後の農業対策については、地元との検討状況を確認し、引き続き関係者との協議を進めていくこととした。

1 開催日時等（第6回）

- 日時：平成23年10月4日（火）14：00～
- 場所：鳥取市役所 本庁舎 全員協議会室
- 出席者：（鳥取市）副市長 他関係部長、（鳥取県）統轄監 他関係部長

2 議事概要

（1）湖山池将来ビジョンの素案について

- 将来ビジョンの構成
 - ①湖山池の概要とこれまでの経緯、②将来ビジョン、③将来ビジョン達成に向けた取組内容④参考資料を構成要素とすることを確認
- 将来ビジョンは、内容の充実を図り、パブコメ等を行い策定することを確認

（2）今後の農業対策に関する地元との協議状況について

- 今後の農業対策として、湖山池周辺において、池の水を利用している地区に対し、畑地化への取組を提案し、農業者と協議中。瀬土地改良区では、畑地化にすることが決定されたところ。
- 引き続き地元との協議を進めていくことを確認

[参考：過去の湖山池会議の開催概要]

第1回（H22年6月25日）

- ・湖山池の将来ビジョンの策定に向け、市民協働推進ワーキング及び水質浄化・生態系ワーキングを設置して検討することを決定

第2回（H22年8月11日）

- ・住民に対するアンケート内容や意見交換会の実施方法の検討
- ・湖山池の将来像パターンの検討及び水質浄化方策の取りまとめ
- ・繁殖の著しいヒシ除去対策に県・市で精力的に取り組むことの決定 等

第3回（H22年10月29日）

- ・市民アンケート内容や実施方法を決定
- ・水質浄化施策の検討結果について確認
- ・ヒシの刈取り実績、効果について確認 等

第4回（H23年3月30日）

- ・市民アンケート結果によると東郷池程度の環境を望む意見が多かった
- ・営農意向調査を行うことを決定
- ・平成23年の水門管理については、平成22年度の実績を基本とすることを確認 等

第5回（H23年8月3日）

- ・水質シミュレーション結果（CODは大きな変化なし）、営農意向調査結果（10年後の水稻作維持の意向は46%）の確認
- ・自然環境の変化が比較的小幅に抑えられる東郷池程度の塩分管理が今後の目指す方向と確認し、その際に必要となる農業対策を検討する。 等

湖山池将来ビジョン（素案） ～恵み豊かで心地良い湖山池を目指して～

1 湖山池の概要とこれまでの経緯

湖山池は内水面漁業の場として、また農業用水源として利用されるとともに湖上に浮かぶ大小の島々が織り成す景観は、心に安らぎを与えてくれる市民の憩いの場であり重要な観光資源でもありました。

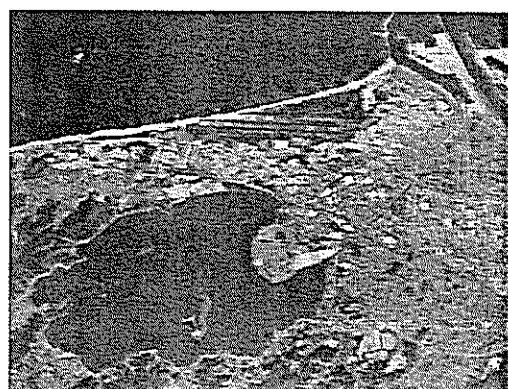
しかし、この湖山池も、近年の社会経済の発展や生活文化の向上などに伴って、富栄養化が進みアオコの発生が続くようになりました。

【年表】

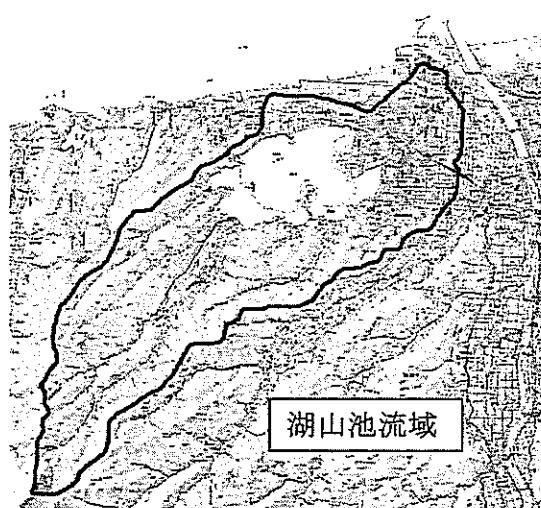
S38	S58	H01	H03	H12	H17	H22	H23
現行水門完成	千代川河口付け替え	農業者・漁業者による塩分管理の合意	湖山池水質管理計画策定	湖山池100人委員会 → 湖山池公開討論会	塩分濃度導入開始 ⇒	湖山池会議発足 ⇒	湖山池将来ビジョン策定



【昭和 20 年代】



【昭和 50 年代】



湖山池の性状は、東西 4 km、南北 2.5 km のほぼ橿円形を呈し、水深は湖岸で 2 m より浅く、2 m、3 m、4 m の等深線は北に傾斜しており、最深部は北岸の距離 300 m 程度の位置にあります。湖山池の流域面積は、38.9 km²（湖面積を含まず）で、流入河川として福井川、湖山川、枝川、三山口川等があります。

流出河口の湖山川は、以前は千代川に合流していましたが、昭和 58 年の千代川河口切替え工事により、直接海とつながることとなりました。

2 将来ビジョン（望ましい姿）

基本理念：恵み豊かで心地良い湖山池を目指して

湖山池の将来ビジョンとして、上記の基本理念に基づき①豊かな生態系、②良好な水質、③暮らしに息づく湖を目指し、東郷池程度の塩分濃度の汽水域として順応的な管理を行うことにより、その再生を目指します。

① 豊かな生態系	多様な生き物を育む水環境 →エビやフナなど多様な魚種と水草など調和の取れた生態系の創出
② 良好な水質	人々が水にふれあい、遊ぶことのできる水環境 →ヒシ・アオコの異常繁茂の抑制、澄んだ水辺空間の創出
③暮らしに息づく湖 (ワизユース*)	人々が集い、親しみ、安らげる、心地よい水環境 →魚釣りや散策、イベント等により、人々が水辺に集い、水とふれあう場の創造

*ワизユースとは：賢明な利用の意。ラムサール条約で提唱された考え方で湖沼・湿地の生態系を維持しつつ、人類の利益のために湖沼・湿地を持続的・多面的に賢く利用しようとする考え方。

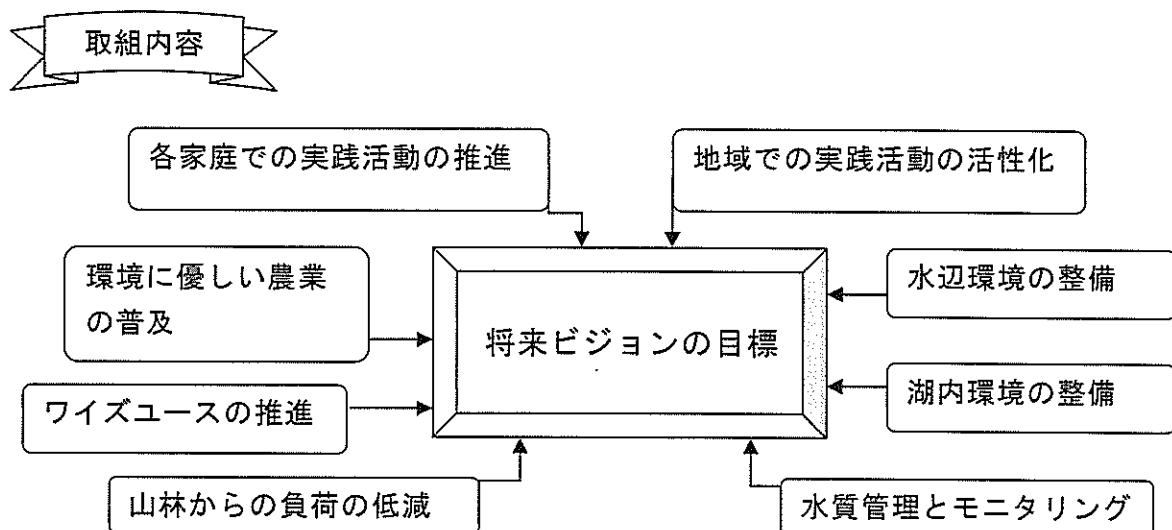
【参考】の図を差し込み
将来ビジョンのイメージ図

3 将来ビジョン達成に向けた取組

【将来ビジョンの目標】

- ① 豊かな生態系
- ② 良好な水質
- ③ 暮らしに息づく湖

関係部局や住民等と連携して、将来ビジョンの目標達成のために次の取組を行う。



主な取組	具体的な内容
各家庭での実践活動の推進	下水道等への接続、合併処理浄化槽への転換、生活雑排水対策、五感による水質評価
地域での実践活動の活性化	一斉清掃、環境教育、イベント等の環境活動
環境に優しい農業の普及	化学肥料の低減、側条施肥田植機の導入、エコファーマーの推進、浅水代掻きの推進
水辺環境の整備	浅場造成、公園整備、湖内清掃
湖内環境の整備	漁業振興による漁獲による湖内負荷の持ち出し、浚渫・覆砂の検討、水草刈取りの検討
山林等からの負荷の低減	森林の適正管理、ウェットランドの検討、冬水田んぼの検討、道路清掃、側溝清掃
水質管理とモニタリング	塩分操作の改善、沿岸域を含む水質や底質及び生物調査、水質改善に向けた調査研究
ワイズユースの推進	ジオパークを含めた観光振興、水辺スポーツの振興、魚釣り等のレジャー活用、石がま漁等の伝統文化の活用

4 参考資料

(水質や漁獲量の推移データを記載)

【参考】

将来ビジョンの構想（市民アンケート等を参考とした関連キーワードの抽出）

～ 恵み豊かで心地よい湖山池を目指して～

①汽水生態系への転換

アオコ・赤潮の抑制	水鳥
ヒシの異常繁殖抑制	汽水性植物
外来生物の駆除	回遊魚・シジミ
在来生物の保護	生物多様性

④湖に関わる産業と観光・文化の振興

漁業	温泉
ジオパーク	特産品
石釜漁等の伝統文化	史跡
伝説	エコツーリズム

②良好な水質への改善

清浄な…、高い透明度	貧酸素の解消
悪臭の発生のしない	環境基準の達成
へドロ	

⑤湖を守るために流域自然の保護

里地・里山	森林保全
環境にやさしい農業	

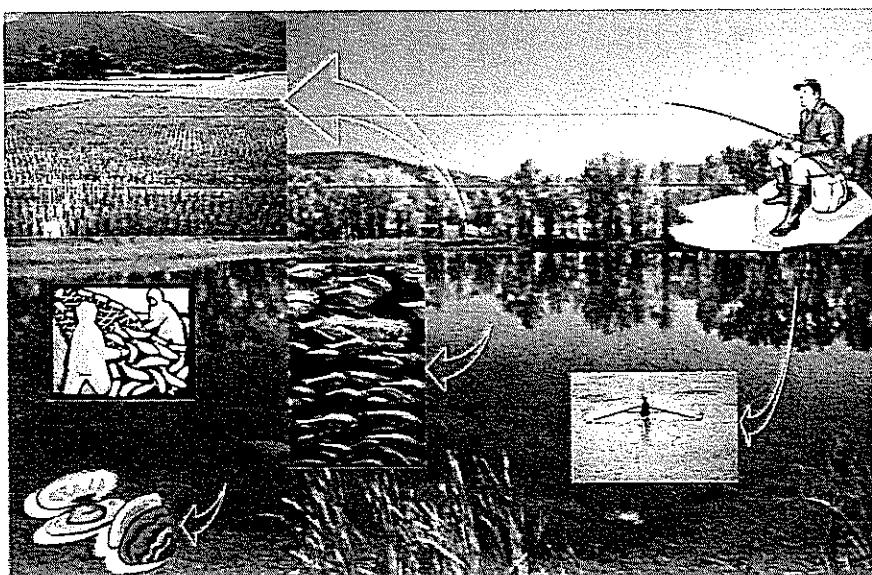
③地域住民との関わりの深化

水遊び（水泳）	釣り
ボート・遊覧船	バードウォッチング
散歩・散策	植物観察
レクリエーション	清掃活動

5つの区分で関連するキーワードを列挙。

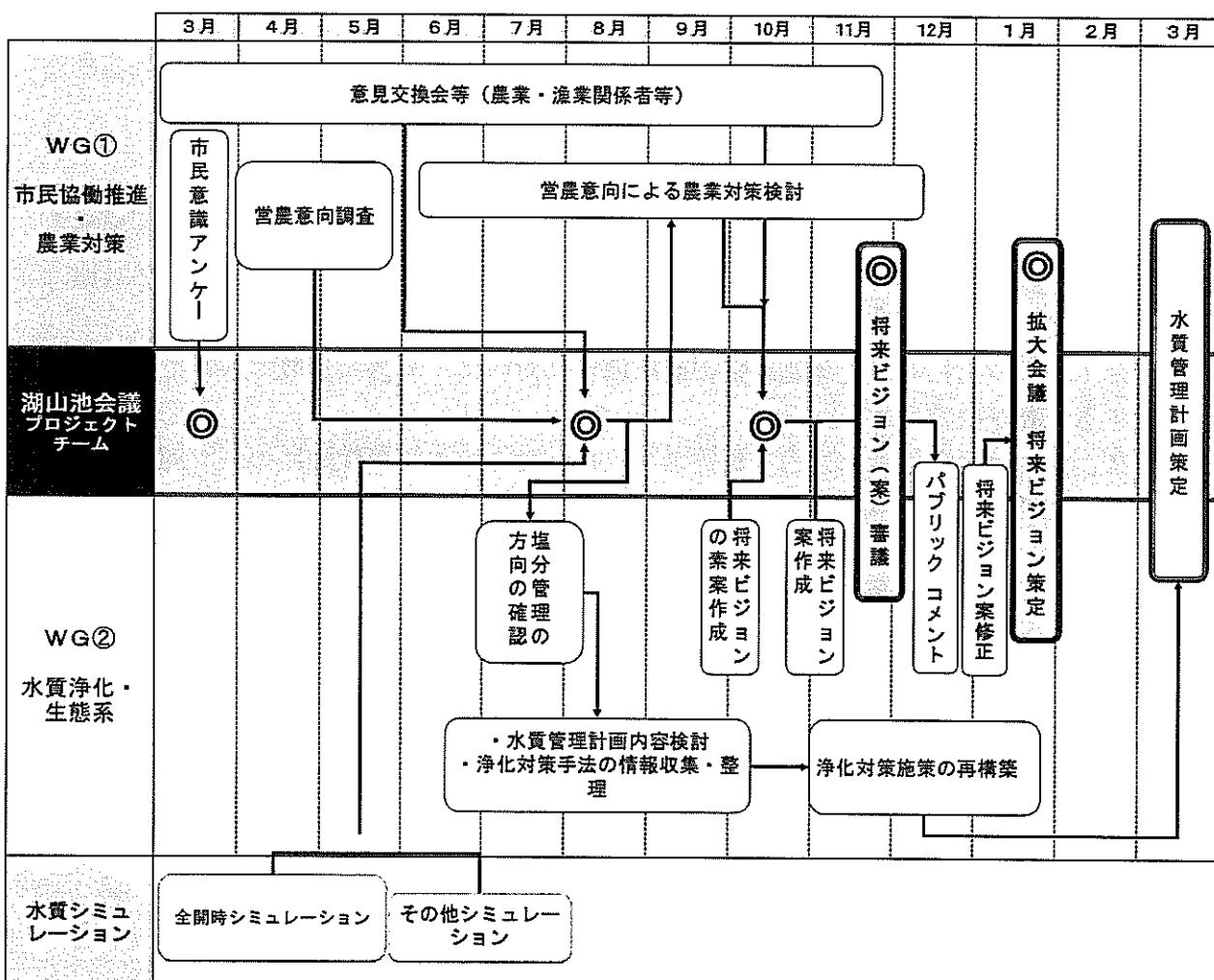
これらの取捨選択・組合せで将来ビジョンの目標を構築するための材料。

最終的には将来ビジョンをイラスト・写真を用いたイメージ図（下図は仮版）にする予定



将来ビジョン策定の今後の想定スケジュール案

(H23. 10. 04現在)



※水質管理計画について

計画原案に基づく水質浄化施策は、平成23年度当初から実施することとし、また、策定される将来ビジョン等を考慮しながら新たな指標を含めた水質目標値の設定・パブリックコメント等により詳細な計画策定作業を平成23年度に実施する

今後の農業対策に関する地元との協議状況について

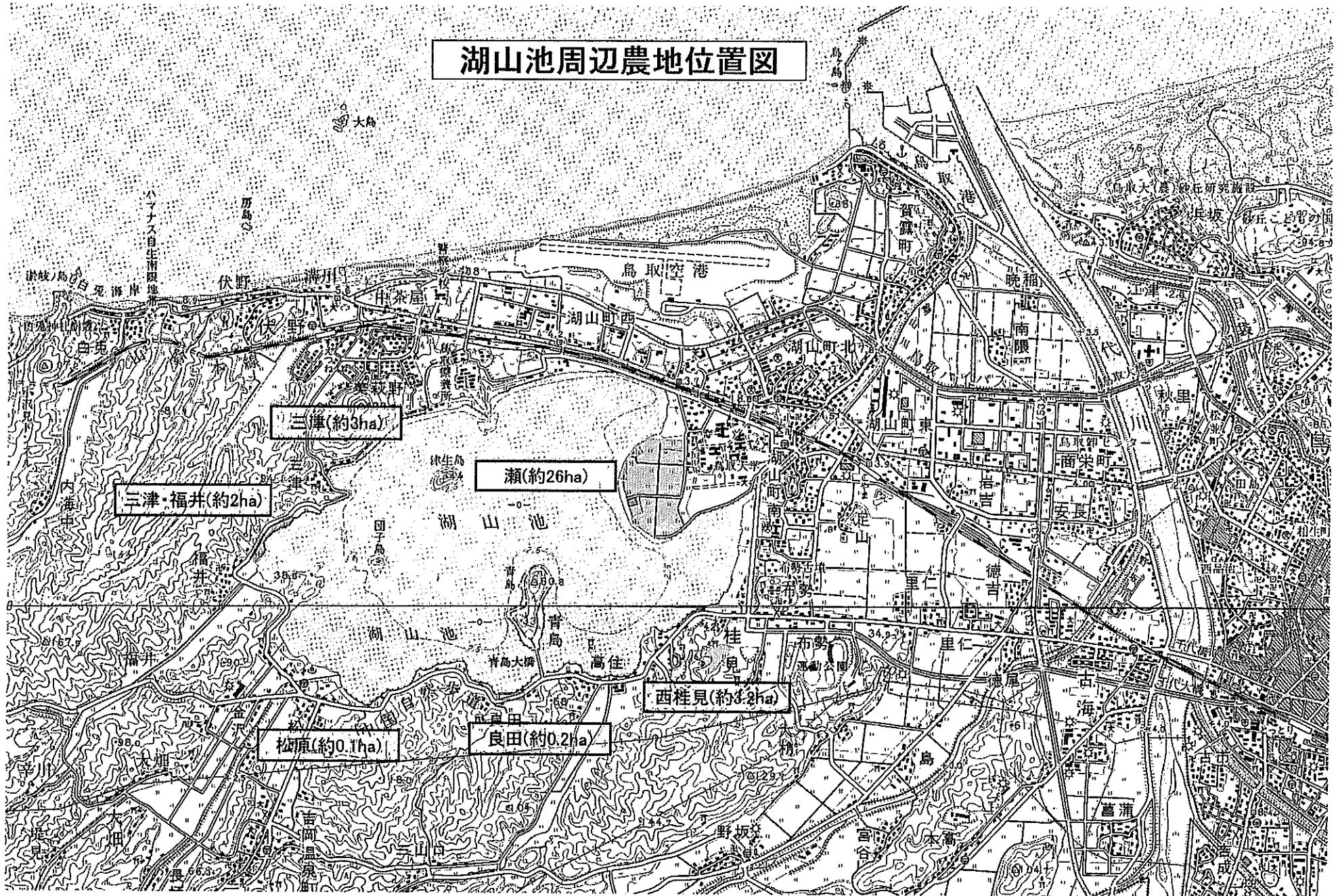
県と鳥取市は、湖山池の水を水稻作に利用している農業者を対象に、8月下旬～9月にかけて、今後の農業対策に関する説明会を開催し、具体的に協議を進めている。

1 瀬地区への対応

- 8月27日（土）～28日（日）に瀬土地改良区の全組合員を対象に説明会を開催し、県と鳥取市から、地域ぐるみでの飼料作への転換を骨子とする畠地化への取組を提案し、協議した。
- 9月10日（土）の瀬土地改良区の臨時総会において、今後は地域ぐるみで畠地化にすることが決定された。
- 現在、土地改良区役員の協力を得ながら、戸別に今後の営農意向について聞き取りし、支援内容を検討中。

2 三津・福井・西桂見地区への対応

- 瀬地区に準じた畠地化への取組を提案した結果、各地区の立地条件（ため池、河川の利用）等を生かして、できる範囲で水稻を作りたいとの意向もあり、再度、地域の実情にあった営農のあり方について協議することになった。
- 現在、現地調査を行いながら、各地区毎の営農体系やそれに応じた支援内容について地元と協議中。



平成23年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について

平成23年10月7日
景観まちづくり課

平成23年7月1日を価格判定の基準日とする平成23年鳥取県地価調査に基づく鳥取県の地価動向は、次のとおりです。

1 鳥取県の地価動向

平成23年7月1日時点の鳥取県地価調査によると、平成22年7月1日以降1年間の鳥取県の地価は、住宅地・商業地など全ての用途で下落となり、全用途平均で△5.0%と前年と同水準の下落幅となった。

また、主な用途の対前年変動率では、住宅地が△4.7%（全国△3.2%）、商業地が△6.8%（全国△4.0%）、工業地が△5.9%（全国△3.9%）であり、いずれも全国平均と比べ下落幅が大きくなっている。

なお、県内の全地点において、価格が上昇した地点、横ばいの地点はなく、全て下落した。

第1表 過去10年間の対前年変動率の推移（鳥取県）

（単位：%）

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考
全用途	△3.2	△4.8	△5.4	△5.0	△4.4	△3.5	△3.0	△4.1	△5.0	△5.0	13年連続下落
住宅地	△2.0	△3.3	△4.1	△4.0	△3.5	△3.0	△2.7	△3.7	△4.7	△4.7	12年連続下落
商業地	△7.8	△10.1	△9.3	△7.7	△6.5	△4.8	△4.0	△5.6	△6.4	△6.8	20年連続下落
工業地	△4.6	△8.9	△9.7	△9.8	△8.2	△7.1	△3.9	△4.7	△5.8	△5.9	14年連続下落

第2表 地域別・用途別の対前年変動率

（単位：%）

用途 地域	住宅地		宅地見込地		商業地		準工業地		工業地		調区内宅地		全用途	
	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22
鳥取市	△4.8	△5.3	△5.4	△4.6	△7.7	△6.7	△4.3	△4.6	△7.0	△7.3	△3.4	△3.4	△5.2	△5.3
米子市	△5.0	△5.2	—	△8.3	△5.6	△6.0	△4.6	△5.3	△7.6	△7.1	△4.7	△4.4	△5.3	△5.5
倉吉市	△5.2	△5.1	△5.8	△4.4	△8.4	△7.7	△5.1	△4.8	△2.9	△2.8	/	/	△5.7	△5.3
境港市	△6.3	△4.7	/	/	△9.1	△9.4	△8.4	△8.8	△3.4	△3.3	△6.0	△3.8	△6.6	△5.8
市部	△5.0	△5.2	△5.6	△5.8	△7.2	△6.8	△5.1	△5.4	△5.9	△5.8	△4.1	△3.8	△5.4	△5.4
町村部	△4.4	△4.1	/	/	△5.4	△5.2	/	/	/	/	△3.7	△5.3	△4.5	△4.3
鳥取県	△4.7	△4.7	△5.6	△5.8	△6.8	△6.4	△5.1	△5.4	△5.9	△5.8	△4.1	△3.9	△5.0	△5.0
全国	△3.2	△3.4	△5.1	△5.1	△4.0	△4.6	△3.5	△3.9	△3.9	△3.9	△3.2	△3.2	△3.4	△3.7

第3表 最高価格

用 途	基準地番号	所在地	調査価格 (円/m ²)		対前年 変動率 (%)	備 考
			H23	H22		
住宅地	鳥取-9	東町二丁目341番1（久松公園前）	112,000	120,000	△6.7	23年連続
商業地	鳥取5-5	栄町609番（加藤紙店）	170,000	184,000	△7.6	16年連続

第4表 用途別の基準地数

区分	住宅地	宅地 見込地	商業地	準工業地	工業地	市街化調整 区域内宅地	宅地計	林 地	合 計
基準地数	118	3(1)	25	7	6	12	171(1)	7	178(1)

（ ）は内数で、選定替地点数。

2 本調査の目的・役割

本調査は、国土利用計画法による土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため、同法施行令第9条の規定に基づき、鳥取県知事が毎年1回基準地の価格調査を実施し、その結果を公表するものである。

これは、国の行う地価公示（価格判定の基準日は毎年1月1日）とあわせて一般の土地の取引価格の指標ともなるものである。

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（改定案）に係るパブリックコメントの実施について

平成23年10月7日
くらしの安心推進課

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画は、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」の規定に基づき、犯罪のないまちづくりに関する具体的施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

このたび、計画期間（平成20年度～22年度）が終了したことに伴い、計画（改定案）を作成しましたので、広く県民の意見を求めるために、パブリックコメントを実施します。

1 計画（改定案）の概要

（1）計画の趣旨

計画期間（平成20～22年度）中、民間ボランティアや青色防犯パトロール団体による積極的な自主防犯活動等により、刑法犯認知件数が毎年減少し、平成21年、22年には5千件台に減少するなど一定の成果がありました。しかしながら、侵入窃盗などの日常生活に関わる犯罪、子どもたちや高齢者、女性等を狙う犯罪が依然として発生しています。また、無施錠の状態で住宅侵入被害や車上ねらいの被害などに遭う割合が全国平均より高いことなど、犯罪を未然に防ぐ取組の更なる推進が求められています。

また、防犯ボランティア団体の活動状況をみると、新規活動者の未加入や既活動者の高齢化・固定化により、活動の継続や活性化の隘路となるなどの課題が生じています。

当初計画は、社会情勢の変化等に対応するため、22年度までの3か年としていましたので、このたび計画の改定を行うものです。

【本県の犯罪等の現状】

○刑法犯認知件数等の推移

認知件数：戦後最多であった平成15年の9,302件から平成16年以降「7年連続」の減少、28年振りに2年連続で5,000件台となる。
平成19年：6,261件 ⇒ 平成22年：5,189件

犯罪発生率：発生率は減少してきているが、ここ数年全国20位前後。
平成19年：10.4件／千人 ⇒ 平成22年：8.8件／千人

検挙率：一時40%を切ったがここ数年50%台と、全国上位。

○罪種別発生数（平成22年）

窃 盗：全体の75%。次いで粗暴犯（傷害、暴行等）、知能犯（詐欺等）。
窃盗内訳：自転車盗が最多（約30%）。次いで、万引き（約20%）、車上ねらい（約10%）、置引き（約5%）、住居侵入窃盗（約5%）など。

○本県の犯罪の特徴

無施錠：無施錠による被害が全国平均を大幅に上回る。⇒ 鍵かけ運動の推進
振り込め詐欺：ここ数年大幅に件数、被害金額とも減少し、平成22年は全国で最少。
⇒ 高齢者世帯の巡回、被害防止講習会の開催

○最近の傾向

子ども：子どもへの「声かけ事案」が増加傾向。
⇒ 登下校時における子どもへの声かけ・あいさつ運動、見守り活動の推進
女性：わいせつ犯件数が横ばい。⇒ 女性に対する防犯講習会の開催、夜間の防犯パトロールの促進

○犯罪発生場所

駐車場：駐車（輪）場が最多。次いで、住宅、深夜小売業店舗、公園、道路。
自転車盗は、JR駅、アパート・マンション等集合住宅及び大型店・スーパーマーケット駐輪場の被害が半数以上。
⇒ 主要な場所での街頭キャンペーンの実施、ツーロック（補助ロック）の推進

（2）計画の期間

平成23年度から平成25年度までの3年間とし、内容は必要に応じて見直します。

(3) 計画の目標及び基本方針等

○基本目標

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現すること。

○達成指標

上記目標の達成度を測る指標として、次の数値目標を設定します。

	平成22年	平成25年
犯罪発生率の減少	8.8件／千人	8.5件／千人
*犯罪発生率=人口千人当たりの刑法犯認知件数		

○基本方針及び主な施策

基本的な枠組みは当初計画のままとしつつ、推進施策の新たな数値目標の設定や安全で安心なまちづくりを取り巻く状況の変化に対応する個別の施策などを盛り込んで改定します。

主な改定内容として、推進施策に「子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり」を追加します。

基本方針	主な施策	具体的内 容
1 自主防犯活動の促進	①県民の意識啓発	◇鳥取県地域安全フォーラムの開催 ◇防犯講習会の開催、出前防犯講座の実施 ◇鍵かけ運動の推進（ロックの日（6月9日）、盗難防止の日（10月7日）などの街頭キャンペーン）
	②地域安全情報の提供	◇ホームページによる振り込め詐欺情報、不審者・声かけ情報の提供
	③地域防犯活動の促進	◇防犯リーダー研修会等の開催 ◇防犯パトロール活動の促進 ◇NPO活動の促進
2 子ども、高齢者等の安全確保	①学校、通学路等での安全確保	◇学校における安全教育・安全管理の研修会の開催 ◇上下校時等における子どもへの声かけ・あいさつ運動の推進、見守り活動
	②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり（新規）	◇児童虐待の未然防止及び通報の促進 ◇薬物乱用・非行防止教室の開催 ◇ケータイ・インターネットに関する教育啓発の推進
	③子どもの安全教育	◇中学・高校の授業を通してのキャッチセールスや出会い系サイトなどの被害防止教育の推進 ◇不審者対応訓練等の子ども安全教室の開催
	④高齢者・女性・障がい者等の安全確保	◇高齢者世帯の巡回連絡 ◇DV被害の防止 ◇女性に対する防犯講習会、高齢者、障がい者等の振り込め詐欺等の被害防止講習会の実施
3 防犯環境整備の促進	①防犯住宅の普及・促進等	◇防犯に配慮した各種指針の普及啓発 ◇住宅の防犯部品、防犯設計の普及促進
	②道路、公園、駐車場等における防犯措置など	◇優良防犯施設（学校、共同住宅、深夜小売業店舗等）の認定 ◇市町村等の防犯灯設置促進
4 犯罪被害者等の支援	①相談体制の充実	◇相談窓口の設置、カウンセリング体制の整備
	②被害者支援の啓発	◇被害者支援に関するホームページ、県の広報媒体、啓発用リーフレット等を活用した広報 ◇命の大切さを学ぶ教室の実施
	③民間支援団体の活動支援	◇とっとり被害者支援センターに対する支援

2 パブリックコメントの募集期間（予定）

平成23年10月12日（水）から11月1日（火）まで

3 今後のスケジュール

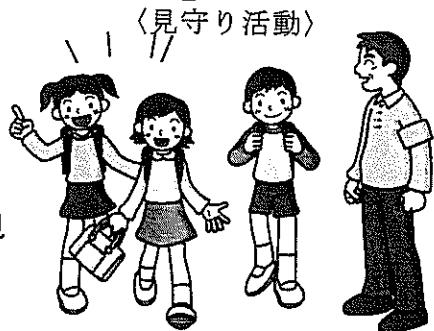
パブリックコメント等の意見集約、計画案の修正 : 11月上旬
第2回鳥取県犯罪のないまちづくり協議会で諮問、答申 : 11月中旬
推進計画（改定版）策定 : 11月下旬

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（改定案） についてご意見をお寄せください

意見募集

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の改定をすることにしています。

県民の皆様のご意見をいただき、計画の内容や今後の取組に反映させていただきます。「防犯意識」、「防犯活動」、「犯罪の起きにくい環境」などについて、日ごろ感じておられる意見などをお寄せください。



推進計画（改定案）の概要

1 計画の趣旨

刑法犯認知件数の大幅な減少などの成果を上げた当初計画（平成20～22年度）の体系を生かしつつ、さらに社会情勢の変化に対応し、犯罪のないまちづくりに関する具体的な施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、このたび計画の改定を行うものです。

2 計画の期間

計画の期間は、平成23年度から平成25年度までの3年間とし、内容は適宜見直します。

3 計画の目標と基本方針

（1）基本目標

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目指します。

（2）基本方針（重点施策）

以下の4つの項目を重点施策として、具体的な施策を展開していきます。

- | | |
|------------|----------------|
| ①自主防犯活動の促進 | ②子ども、高齢者等の安全確保 |
| ③防犯環境整備の促進 | ④犯罪被害者等の支援 |

4 推進施策

（1）自主防犯活動の促進

○県民の意識啓発

- ・鳥取県地域安全フォーラム、防犯講習会等の開催
- ・鍵かけ運動の推進

○地域安全情報の提供

- ・多様なメディアによる情報提供
- ・生活安全ニュースやミニ広報紙などによる情報発信

○地域防犯活動の促進

- ・防犯リーダー研修会等の開催
- ・防犯パトロール活動の促進・NPO活動の促進

（2）子ども、高齢者等の安全確保

○学校、通学路等での安全確保

- ・学校安全ボランティア（スクールガード）を養成するための講習会の開催
- ・子ども見守り活動
- ・放課後子ども教室の推進

○子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり

- ・児童虐待の未然防止及び通報の促進
- ・薬物乱用・非行防止教室の開催
- ・ケータイ・インターネットに関する教育啓発の推進

○子どもの安全教育

- ・子ども安全教室の開催
- ・地域安全マップ作成の促進

○高齢者・女性・障がい者等の安全確保

- ・高齢者、障がい者のための巡回講座等の実施
- ・DV被害の防止
- ・女性に対する防犯講習会、高齢者、障がい者等の振り込め詐欺等の被害防止講習会の実施

（3）防犯環境整備の促進

○防犯に配慮した各種指針の普及啓発

○優良防犯施設（学校、共同住宅、深夜小売業店舗等）の認定

○市町村等の防犯灯設置促進

（4）犯罪被害者等の支援

○相談体制の充実

○被害者支援の啓発

○とっとり被害者支援センターに対する支援

応募期間

平成23年10月12日（水）から平成23年11月1日（火）まで

ご意見の提出方法

(1) 提出先 県庁くらしの安心推進課

(2) 提出方法

郵送 郵便番号 680-8570 (郵便番号だけで届きます)

FAX 0857-26-8171

メール kurashi@pref.tottori.jp

意見箱 県庁くらしの安心推進課、県民課、各総合事務所県民局、県立図書館に設置している意見箱へ投函してください。

※様式は任意です。

(3) 連絡先

鳥取県生活環境部くらしの安心推進課 電話 0857-26-7187、7183

鳥取県庁くらしの安心推進課 行き

(FAX 0857-26-8171)

(4) 計画(改定案)の閲覧方法

くらしの安心推進課のホームページに掲載しています。また、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館でも閲覧できます。

「鳥取県被害者支援フォーラム」、「生命のメッセージ展 in 鳥取」の開催について

平成23年10月7日
くらしの安心推進課

1 鳥取県被害者支援フォーラム

犯罪被害者等の実情を理解することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう社会全体が支援し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、被害者遺族の講演を聞くこと等を通じて命の大切さを学ぶことを目的として開催します。

(1) 日時・場所

11月18日（金） 午後1時30分～午後4時30分
とりぎん文化会館小ホール（鳥取市尚徳町101番地5）

(2) 主催等

主催 一般社団法人とつとり被害者支援センター
共催 鳥取県警察、鳥取県

(3) 内容

○開会あいさつ

とつとり被害者支援センター理事長、鳥取県知事、鳥取県警察本部長

○講演

演題 「輝く星になれ！美香19歳」

講師 德永 順子 氏（愛媛県在住 交通事故被害者遺族）

○パネルディスカッション

テーマ「被害者支援について～早期援助団体に指定～」

コーディネーター

浜田 妙子 氏（犯罪被害者自助グループ「なごみ」の会会員）

パネリスト

鈴木 共子 氏（いのちのミュージアム代表）

落合 潮 氏（とつとり被害者支援センター理事長）

竹内 利信 氏（鳥取県警察本部警察県民課被害者支援室長）

○警察音楽隊コンサート

2 生命のメッセージ展 in 鳥取

殺人や交通事故等により理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役のアート展です。「命の重さ、尊さ」を訴え、犯罪のない社会を創造し、未来の命を守ることを目的として開催します。

(1) 開催日・場所

11月18日（金）から20日（日）までの3日間
とりぎん文化会館1階フリースペースほか（鳥取市尚徳町101番地5）

(2) 主催等

主催 一般社団法人とつとり被害者支援センター
特定非営利活動法人いのちのミュージアム
共催 鳥取県警察、鳥取県

(3) 内容

○メッセージジャー（犠牲者の等身大人型パネル）

145体の展示（フリースペース）

○映画「0（ゼロ）からの風」の上映（第1会議室）



（メッセージジャー）

第43回鳥取県交通安全県民大会の開催について

平成23年10月7日
くらしの安心推進課

県内の交通安全功労者及び優良運転者等の表彰を行うとともに、交通安全に関する講演等を行うことにより、県民の交通安全意識の更なる高揚を図り、交通事故を防止することを目的として下記のとおり開催します。

記

1 日 時

平成23年11月11日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
(会場内のイベントは正午開始)

2 場 所

米子市末広町293 米子市文化ホール

3 内 容

- (1) 開場（12：00～）
 - 展示・体験コーナー（オープンスペースほか）
 - ・自転車運転シミュレーターによる安全運転講習
 - ・交通安全教育車による安全運転適性診断
 - ・シートベルト着用体験車によるシートベルトの着用効果体験
 - ・白バイ展示
 - ・電気自動車の展示（三菱自動車アイミーブ）
- (2) 式典（13：30～14：00）
 - ① 開会
 - ② 交通事故犠牲者に対する黙とう
 - ③ 主催者あいさつ（鳥取県交通対策協議会会长（鳥取県知事））
 - ④ 交通安全功労者表彰
 - ⑤ 来賓祝辞
 - ⑥ 園児による「交通安全のメッセージ」発表（米子市立すみれ保育園児）
- (3) 講演（14：00～）
 - 演題 「レーサーが伝授！エコ・安全運転と開発最先端」
 - 講師 井原 慶子 氏（レーシングドライバー）
- (4) 大会決議
- (5) 閉会（15：30）

4 主催等

主催 鳥取県交通対策協議会
共催 鳥取県、鳥取県警察、財団法人鳥取県交通安全協会